

**第5次いるま男女共同参画プラン（原案）
に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方**

入間市では、令和3年12月13日（月）から令和4年1月11日（火）までの期間で「第5次いるま男女共同参画プラン（原案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、4人の方から6件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	<p>第2章 基本目標1 課題3 施策の方向1 11頁表中 主な取組「市内事業所への啓発」 実施課：商工観光課</p> <p>第2章 基本目標2 課題2 施策の方向2 15頁表中 主な取組「市内事業所に向けた啓発」 主な取組「企業認定制度の活用と啓発」 実施課：商工観光課</p>	<p>（11頁・15頁の記載事項共通の意見として） 「商工会・工業会を通じて」と書いてあるが、加入していない事業者には、どのようにして周知・啓発や、情報提供を行うのか。加入していない事業者への配慮が、不足している。 令和4年1月1日現在の市内全事業者数と併せて、商工会・工業会に加入していない事業者数を知りたい。</p>	<p>記述内容の見直しは行いませんが、貴重なご意見として受け止め、実施課に伝え、今後の参考にさせていただきます。 また、事業者数についても、ご意見として、実施課に伝えます。</p>
2	<p>第2章 基本目標2 課題2 施策の方向3 16頁表中 主な取組「長時間労働抑制の推進・啓発」 実施課：商工観光課</p>	<p>「長時間労働による労働者の悩みを解消し、心身ともに健康に働くことができるよう労働相談を実施します。これにより長時間労働の抑制を図ります。」とあるが、毎月第3木曜日の労働相談を実施するだけで、長時間労働を抑制できるのか、その根拠は。 また、市は労働基準監督署とどのような協力によって、長</p>	<p>記述内容の見直しは行いませんが、貴重なご意見として受け止め、実施課に伝え、今後の参考にさせていただきます。</p>

		時間労働を抑制しようとしているのか。	
3	第2章 基本目標3課題1 施策の方向1 19頁表中 主な取組「地域防災組織への女性の参画促進」 実施課：危機管理課	「女性の視点を取り入れた防災訓練が行われるよう支援」は結構だが、防災訓練に参加している女性の人数と比率を知りたい。また、女性参加者の促進を図るために具体的にどのような考えをもっているのか。	記述内容の見直しは行いませんが、貴重なご意見として受け止め、実施課に伝え、今後の参考にさせていただきます。
4	第2章 基本目標3課題2 施策の方向1 21頁表中 主な取組「DVや虐待等の防止に関する意識啓発」 実施課：高齢者支援課	「高齢者虐待を発見した場合、市及び地域包括支援センターに通報をしていただく啓発活動を行います。」とあるが、高齢者虐待は犯罪であり、警察に通報してはいけないのか。警察との連携はどのようなになっているのか。	高齢者虐待があった場合の通報先として、市の担当部署や施設があることを周知する啓発を行う旨を記載しています。警察への通報については、ここでの取組の趣旨と異なるため、記述内容の見直しは行いません。
5	第2章 基本目標3課題2 施策の方向1 21頁表中 主な取組「DVや虐待等の防止に関する意識啓発」 実施課：人権推進課、こども支援課、高齢者支援課	コロナ禍の影響でDVや児童・高齢者虐待が増加している中、「意識啓発を図ります」「啓発活動を行います」との取組内容だが、その結果としての具体的な数値目標が必要ではないか。	数値目標の設定については、本プランの計画期間中（令和4年度から8年度まで）の進行管理を毎年行っていく際に、数値目標が設定できるものは設定して取り組んでいくこととなります。そのため、本プラン中には、具体的な数値目標の設定は行いません。なお、本プランの5頁にて、各基本目標における現状値および成果指標について設定しています。
6	第2章 基本目標3課題2 施策の方向1 22頁表中 主な取組「関係機関や関係部署との連携」 実施課：人権推進課	児童相談所や警察との具体的な連携を掲載しないと、安心して相談ができないのではないか。連携体制を載せる必要があるのではないか。	取組内容については、スペースが限られるため概要に留めています。ご意見にある児童相談所や警察も「関係機関」の中に含まれているため、記述内容の見直しは行いません。